

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業実施要領

平成30年4月1日付29産労農森第1238号
改正 平成30年7月6日付30産労農森第398号
改正 令和元年5月20日付31産労農森第246号
改正 令和3年4月1日付2産労農森第1072号
改正 令和5年3月15日付4産労農森第1374号
改正 令和6年2月26日付5産労農森第1332号
改正 令和7年3月13日付6産労農森第1429号

(目的)

第1 この要領は、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業実施要綱（平成30年4月1日付29産労農森第1222号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実施する公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。

(事業の募集に関する内容)

第2 実施要綱第6に規定する募集については、次に定める事項に基づき実施する。

(1) 応募対象者

実施要綱に定める支援の対象事業を実施する区市町村

(2) 応募対象施設

実施要綱に定める支援の対象施設

(3) 応募方法

本事業に対する補助金交付を目的に、書類申請等を行う区市町村は、下記ア～ウの書類を（4）の応募先まで提出すること（一部データ送信を可とする）。

なお、追加資料を求められた場合は、それに応じることとする。

ア 事業計画承認申請書（第1号様式）

イ 事業計画書（第2号様式）

ウ 採択要件チェックリスト（第3号様式）

(4) 応募先

東京都産業労働局農林水産部森林課（23区）

東京都森林事務所森林産業課（多摩地域の市町村）

東京都総務局各支庁産業課（島しょ地域の町村）

(5) 応募期間

概ね交付申請の2ヶ月前までとする。

(事業の実施)

第3 実施要綱に定める計画の承認（第4号様式）を受けた者は、承認された事業の開始年度内に、債務負担行為を設定した事業（以下、「債務負担事業」という。）について承認を受けた者は、承認された事業の開始年度の次年度、または次々年度までに事業を完了させることとし、公共施設への多摩産材利用促

進プロジェクト事業費補助金交付要綱（平成30年4月1日付29産労農森第1223号。以下「補助金交付要綱」という。）に基づき、知事に補助金の交付を申請するものとする。

2 補助対象事業は、都からの交付決定を受けてから着手することを原則とする。

3 補助事業者は、事業着手後すみやかに、事業の発注先との契約書の写し、及び、工程表の写し（通常、事業の発注先から提出される事業計画書、または着手届に添付されるもの）を提出するものとする。

なお、発注先が工程表の提出を要しない事業については、工程表の写しの提出は不要とする。

また、工程に著しい変更があり、事業の発注先から変更工程表が提出された場合は、その写しを提出するものとする。

4 区市町村は、本事業により整備した施設等において東京の木多摩産材（東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材。以下「東京の木多摩産材」という。）等が使用されている旨を、当該施設利用者及び施設情報の閲覧者に対して明示し、発信するものとする。

5 区市町村は、当該施設利用者へのPRはもとより、当該施設利用者以外に対しても、ホームページ等で東京の森林や東京の木多摩産材等についての積極的なPRに努めるものとする。

6 都は、実施要綱により計画が承認された事業について、著しい内容の変更が認められた場合、必要に応じて、事業計画変更承認申請書（第1号様式）および事業計画変更書（第2号様式）の提出を求めることができる。

（債務負担事業）

第4 債務負担事業について実施要綱に定める計画の承認を受けた者は、補助金交付要綱に基づき、開始年度に知事に補助金の交付を一括して（次年度分、次々年度分も含めて）申請するものとする。

2 補助事業者は、交付決定を受けた後に事業に着手し、債務負担行為の終了年度までに補助対象部分の支払いを実施しなければならない。

3 知事は、終了年度に一括して補助するものとする。

4 当該事業の補助金の上限額（補助金交付要綱第3の2）について、1事業の債務負担行為の全体の補助金額は、原則、当該事業の開始年度の単年度の補助金額に加算して取扱うものとする。

（事業予定及び事業のヒアリング）

第5 事業の予定及び事業のヒアリングに必要な書類等

都は、事業及びこれに関係する補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、区市町村に対し、以下により、事業の予定及び事業のヒアリングに必要な書類の整備等を指導するものとする。

1 事業予定調書の提出

都は、予算措置のため、次のとおり区市町村に事業予定調書（第5号様式）を提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整等を図るものとする。

区市町村は、本事業による補助金の交付申請をしようとする年度の前年度の7月末日をめぐに、事業予定調書を都に提出するものとする。

(1) 事業予定調書の提出は、別途、提出期日を定め、都から区市町村に通知する。

(2) 区市町村は、事業の予定額、事業区分等を記載し、都に提出する。

2 ヒアリング調書の提出

都は、第2の事業の募集に先立ち、次のとおり区市町村にヒアリング調書(第6号様式)を提出させ、これに基づき適宜事業の適正な実施に係る指導、調整等を図るものとする。

区市町村は、本事業による補助金の交付申請をしようとする年度の前年度の2月末日をめぐに、ヒアリング調書を都に提出するものとする。

(1) ヒアリング調書の提出は、別途、提出期日を定め、都から区市町村に通知する。

(2) 区市町村は、事業の要望額、事業区分、事業計画内容等を記載し、都に提出する。

(3) 都は、ヒアリング調書の提出に基づき、事業の要望のあった区市町村とヒアリングを実施し、その結果を通知するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第2関係）

年 月 日

東京都森林課長
東京都森林事務所森林産業課長
東京都総務局各支庁産業課長

} 殿

申請者 住所
区市町村担当課長名 印

年度公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業
計画（変更）承認申請書

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業実施要領第2の規定に基づき、
事業計画（変更）書等を添えて申請します。

（変更の場合は、以下を記載する。）

- 1 変更理由
- 2 変更の概要

（注）

1. 事業計画承認申請書を提出する場合は、第2号及び第3号様式を添付すること。
2. 変更計画承認申請書を提出する場合は（1）～（2）のとおりとする。
 - （1）事業計画書の様式に準じて作成した変更事業計画書を添付すること。
 - （2）第2号様式のうちの事業費等については、上段に変更前を（ ）書き、下段に変更後を裸書きとする。

第2号様式（第2関係）

事業計画(変更)書

1 事業概要

施設の名称			
施設所在地			
施設の概要			
事業内容（東京の木多摩産材使用箇所及び什器設置場所など）			
事業区分 (該当するものに○)		使用用途（材料、品名、購入数量など）	
	木造化	例：構造材（柱、屋根）	
	内装木質化	例：床材	
	木製遊具の整備	例：ブランコ（2台）	
	木製什器の整備	例：机（天板）、椅子（座面、背面）100セット	
	木製外構施設の整備	例：ウッドデッキ（1式）	
事業実施期間（予定）		開始	年 月 日
		終了	年 月 日

2 事業における東京の木多摩産材使用量（予定）

事業区分 (該当するものに○)		東京の木多摩産材使用量			備考
		総量	1㎡当たり	製品割合	
	木造化	m ³	—	—	
	内装木質化	m ³	m ³	—	
	木製遊具の整備	m ³	m ³	—	
	木製什器の整備	m ³	—	%	
	木製外構施設の整備	m ³	m ³	%	1㎡当たり使用量は東京の木多摩産材を含む国産材総量

3 事業費

	全体		年度		年度		年度
総事業費		円		円		円	円
内 補助対象経費		円		円		円	円
内 本補助金		円		円		円	円
内 自己資金		円		円		円	円
内 補助対象外経費		円		円		円	円
債務負担行為の設定 有（対象 年度 ～ 年度）・ 無							

総事業費 = 補助対象経費（本補助金 + 自己資金） + 補助対象外経費

4 事業完了後の東京の森林や東京の木多摩産材等のPR方法

5 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）第12条第1項の規定に基づき策定した建築物等における木材の利用の促進に関する方針（改正前の「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」第9条第1項の規定に基づく建築物における木材利用推進方針を含む）の策定状況

施行日	名称
年 月 日	

※複数の施設を申請する場合は、施設ごとに記載すること。

第3号様式（第2関係）

採択要件チェックリスト

本チェックリストは、承認申請の対象となる事業計画が、本事業の「実施要綱、要領等」※¹に定める支援の対象要件（採択要件）を満たしているか、申請者自らが確認するものです。

事業計画提出にあたっては、以下の項目を個別にチェックの上で、「適否」欄に結果を記載し第1号～第2号様式と合わせて提出して下さい。

申請が複数の事業や施設に及ぶ場合は、それぞれに対応して本リストを作成願います。

番号	チェック項目	適 否 ○・×	備 考
1	事業趣旨との整合（実施要綱第1） ・木の良さ、木の価値を発信すること		
2	対象施設の所在等（実施要綱第3） ・都内に所在する施設であること ・区市町村が設置又は整備すること ・日常的に利用されること		
3	対象事業・木材使用量（実施要綱 第4） ・支援対象の事業であること ・東京の木多摩産材使用量が基準を満たすこと ・東京の木多摩産材が日常的に利用者の目に触れられる状態にあること		別表（実施要綱第4関係）参照
4	木材利用方針（実施要綱 第5） ・木材利用方針を策定していること		注）外構施設整備のみを実施する場合は不要
5	事業着手時期（実施要領 第3－2） ・交付決定後に着手すること		
6	東京の木多摩産材等の明示（実施要領 第3－4） ・東京の木多摩産材等使用の旨を明示すること		
7	補助金額の確認（交付要綱 第3－1、2） ・補助対象経費の1/2以下であること ・補助金額の上限額、及び一自治体あたりの上限額を満たしていること		
8	添付書類の確認※ ² （実施要領 第2（3））		

※1 実施要綱：公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業実施要綱

実施要領：公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業実施要領

交付要綱：公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業費補助金交付要綱

※2 添付書類：木材利用方針（外構施設整備のみ実施の場合は不要）事業実施位置図、配置図、カタログ、設計図、木材使用量、工事費明細等は添付が望ましいが、提出が難しい場合は、提出予定日を備考欄に記入のこと（交付申請時は必須）

工程表は、本要領第3の3に定めるとおり、工程表の写し（通常、事業の発注先から提出される事業計画書、または着手届に添付されるもの）をすみやかに提出すること。

第4号様式（第3関係）

第 号
年 月 日

（区市町村 担当課長名） 殿

{ 東京都森林課長
東京都森林事務所森林産業課長
東京都総務局各支庁産業課長

公共施設への多摩産材利用促進プロジェクト事業計画の承認について（通知）

令和 年 月 日付 発第 号で申請のあった標記事業について
対象事業計画を承認しましたので通知します。